○農林水産省告示第千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字深山口二四八二の一七、二四八二の一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字深山口二四八二の一八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市山岡町馬場山田字飯高一八〇の四一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮崎県西諸県郡高原町大字広原字木場野五九三二の三、五九三二の四、五九三二の一三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字木場野五九三二の三・五九三二の四・五九三二の一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百二十号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十条第一項の規定に基づき、次の船級協会の登録をしたので、同条第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和八年九月九日

国土交通大臣　金子　恭之

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第一項の規定に基づき、船級協会の登録をした件

一　登録年月日　令和八年八月十七日

二　登録番号　3

三　登録を受けた船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited

四　住所　71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

五　代表者の氏名　Nick Brown

六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
グローバルテクニカルサポートオフィス（横浜）	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号　クイーンズタワーA10階
横浜ポート事務所	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号　クイーンズタワーA10階
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号　アーバンエース三宮ビル9階
長崎事務所	長崎県長崎市元船町9番18号　長崎BizPORT2階

○国土交通省告示第千百二十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年九月九日

国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
NAKASHIMA VIETNAM CO., LTD. DINHVU FACTORY	Lot CN2.2B, Dinh Vu Industrial Zone of Dinh Vu—Cat Hai economic zone, Dong Hai ward, Hai Phong city, Socialist Republic of Vietnam	プロペラ（直径3200ミリメートル以下の固定ピッチプロペラ及び直径3500ミリメートル以下の可変ピッチプロペラの羽根に限る。）	令和8年8月29日から令和13年8月28日まで

○海上保安庁告示第二十九号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年九月九日

海上保安庁長官　宮澤　康一

名称	位置	所在地	緯経
田原市沖海洋観測第一号施設灯	北	赤羽根港東防波堤灯台（愛知県田原市）の東南東方約二三キロメートル	三四―三〇―四五
	東		一三七―二五―一五